

# 女性とスポーツに関するブライトン宣言

1994年5月8日 イギリス・ブライトン  
第1回世界女性スポーツ会議

## 女性スポーツと変化への挑戦

女性とスポーツに関する最初の国際会議は、各国のスポーツ政策の関係者が一堂に会し、1994年5月5日から8日にかけて、イギリスのブライトンにおいて開催された。この会議は、イギリススポーツ委員会が主催し、国際オリンピック委員会の協力によって行なわれた。会議では特に女性がスポーツに参加する際、直面する不平等を是正するための変化のプロセスをどのように推進すべきかについて提言された。

政府組織、非政府組織、各国のオリンピック委員会、国際・国内スポーツ連盟、教育・研究機関を代表する82カ国、280名の参加者がブライトン宣言を支持した。宣言は、スポーツにおけるあらゆる地位、職務、役割への女性の参加を拡大するための行動計画を指導する原則を述べている。

更に、会議では、全大陸を網羅する女性とスポーツに関する国際戦略の確立と発展について同意された。これはスポーツの発展に携わる政府組織や非政府組織によって支援及び支持されるべきものである。この結果、模範的なプログラムや成功例が世界各国及びスポーツ連盟で共有されることになり、ひいては、より公平なスポーツ文化を世界中にもたらす変革を促進することになる。

## 背景

スポーツは、公平、平等に行われるもので

あり、社会を豊かにし、各国の友好親善を深める文化的な活動である。スポーツは、各々の人々に、自己認識、自己表現、達成感の機会を与え、また、自己の目標達成、技術習得、能力実証の機会を与え、更には、親睦、楽しみ、健康、幸せをもたらしてくれる。また、スポーツは、社会への参画、団結、責任感を促進するもので、地域社会の発展に貢献するものである。

スポーツや身体活動は、それぞれの国の不可欠な文化の一面である。しかしながら、世界人口の半分以上を女性や女子が占めているにもかかわらず、国ごとに割合の違いはあるとは言え、女性や女子のスポーツへの参加率は男性や男子に比べてあらゆる場面で下回っている。

近年、スポーツへの女性の参加は、各国および国際舞台でも増加している一方で、意思決定並びに指導する立場の女性の増加はそれに追いついていない。

女性は、管理部門、コーチ、役員分野では、特に上位階層になるにつれて、その数は極めて少なくなっている。スポーツ界に女性のリーダーや意思決定権者がおらず、模範となる女性像が存在しない状態では、女性や女子の機会均等を実現することはできないだろう。

女性の経験や価値観及び姿勢はスポーツをより豊かにし、価値のあるものに発展させることができる。同様にスポーツへの参加によ

り、女性は人生をより豊かに価値のあるものに発展させることができるのである。

## A. 宣言の適用範囲と目的

### 1. 宣言の適用範囲

この宣言は、スポーツの実行、発展、振興に直接的、間接的を問わずスポーツに関わっているすべての人びと（政府組織、公的機関、団体、企業、教育・研究機関、女性団体の関係者及び個人）またはスポーツ界における女性の就職、教育、管理、トレーニング、発展、保護などにどんな形であれ携わっている人々すべてにあてて発信されたものである。

この宣言は女性とスポーツに関係するすべての地方、国家、国際のスポーツ憲章や法律、法典規約、規則や規定を補足するためのものである。

### 2. 目的

この宣言の最たる目的は、スポーツのあらゆる分野へ女性が最大限に参加することに価値を認め、それを実行可能にするスポーツ文化を発展させることである。

政府組織、非政府組織及びすべてのスポーツ関係団体が、以下の点に考慮しながらその政策や組織構造及びメカニズムに改良を加え、この宣言文に示される原理原則を適用することは、すなわち、平等、発展、平和のためになるものである。

- すべての女性や女子が、個人の権利、威厳、尊厳を保護され、安全で協力的な環境の中でスポーツに参加する機会を保証する。
- スポーツにおけるあらゆる地位、職務、役割への女性のスポーツへの参加を増大させる。
- 女性の知識、経験、価値観がスポーツの発展に貢献できるよう保証する。

○スポーツにおける女性の参加を、一般社会や地域開発及び健全な国家の創造に貢献するものとしての認識を広める。

○スポーツの本来持つ価値やスポーツが自己形成や健康的な生活に貢献することを女性自身に認識させるように努める。

## B. 原理・原則

### 1. 社会とスポーツにおける公平さと平等

- a 国家及び政府組織は、スポーツに関わる組織や団体が、国連憲章、世界人権宣言、そして女性に対するすべての差別を撤廃する国連条約の定める平等条項に従うようあらゆる努力を行なうべきである。
- b レジャーやレクリエーションから健康づくりや高度な競技スポーツに至るまで等しくスポーツに参加し、それに関わる機会は、全ての女性に与えられた権利であり、人種や肌の色、言語、宗教、信条、性的嗜好、年齢、婚姻の有無、身体障害、政治的信念や政治団体への所属、国籍や社会的素性にかかわるものではない。
- c 資源や権力及び責任は、性別によって差別されることなく公平に分配されるべきですが、その分配方法は、男女それぞれが得る利益の不均衡を是正するものでなければならない。

### 2. 施設設備

女性がスポーツへ参加する際、その施設の設定内容や利便性が影響してくる。地域社会でこれらの施設の計画、設計、管理を行なう際には、女性特有のニーズを適切かつ公平に満たすものとし、特に託児所の設置や安全性には配慮すべきである。

### 3. 学校と青少年スポーツ

女子と男子がスポーツに対して著しく異なる見解をもっているということが研究によっ

て発表されている。若者のスポーツ、教育、レクリエーション及び体育教育に携わる者は、心身の健康や基本的運動技術を発達させるためのプログラムを中において、女子のもつ価値観、姿勢、熱意に考慮した学習の機会を公平に組み込むべきである。

#### 4. 参加の促進

女性がスポーツに参加する際、その活動でできる内容が影響してくる。スポーツの機会を提供する者やプログラムを考案する者は、女性のニーズや希望にあった活動内容を提供及び開発すべきである。

#### 5. 高度な競技スポーツ

- a 政府組織やスポーツ組織は、女性がそのスポーツ能力を最大限に発揮できるよう、そのスポーツ能力の向上に関わるすべての活動やプログラムのなかで女性選手特有のニーズを考慮すべきであり、そうすることで女性への公平な機会を提供すべきである。
- b 優秀な選手やプロ選手を支援する者は、競技の機会、報酬、動機づけ、評価、スポンサーシップ、プロモーションなどあらゆる形態の支援体制が女性と男性の両方に対して公平、平等に提供されるようにすべきである。

#### 6. スポーツにおけるリーダーシップ

スポーツに関わるすべての組織における指導及び意思決定の場において、女性の人数はその適切な数を下回っている。これらの分野の責任者は、職員の採用、能力開発、そして維持の問題に取り組む場合において、女性のコーチ、アドバイザー、意思決定権者、役員及び管理者の数を増やすような政策やプログラム及び組織体制をつくるべきである。

#### 7. 教育、トレーニングと能力開発

コーチやその他のスポーツへ従事する者の教育や訓練及び能力開発に携わる者は、その教育の過程や実践の中で、男女平等と女性選手のニーズに関する問題を取り扱い、スポーツにおける女性の役割を公平に示し、女性のリーダーシップ経験や女性の価値観及び姿勢を考慮すべきである。

#### 8. スポーツ情報と調査研究

スポーツにおける調査研究や情報提供を行なう者は、女性とスポーツについての知識や理解を高めるような政策やプログラムを開発すべきであり、また調査研究の規範や基準設定は、女性と男性の両方について行なうべきである。

#### 9. 資源（人的資源・財源・物的資源）

あらゆる資源の分配を行なう者は、スポーツをする女性やそのプログラム及びこの宣言の原則を発展させる測定方法への支援が得られるようにすべきである。

#### 10. 国内協力・国際協力

政府組織と非政府組織は、男女平等についての認識の促進に努め、女性とスポーツに関する方針やプログラムでよい事例のある場合には、国内及び国際的な活動のなかで、それを模範事例として他の組織と共有するよう努めるべきである。

（「2006世界女性スポーツ会議くまもと」会議報告書より転載）